

日本遺産フェスティバル企画支援委託業務プロポーザル募集要領

1. 業務概要

(1) 業務名

日本遺産フェスティバル企画支援委託業務

(2) 業務目的、業務内容、契約期間

別紙仕様書のとおり

(3) 委託上限額

3,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. 参加資格

本プロポーザル募集に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により安田町、奈半利町、田野町、北川村及び馬路村における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- (4) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (5) 高知県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。

3. 実施スケジュール

質疑書提出期限	令和 8 年 7 月 17 日（金）17 時 00 分まで
質疑書回答期限	令和 8 年 7 月 21 日（火）
参加表明受付期間	令和 8 年 7 月 22 日（水）～ 7 月 27 日（月）17 時 00 分まで
資格審査結果通知日	令和 8 年 7 月 28 日（火）予定
企画提案書受付期間	令和 8 年 7 月 29 日（水）～ 8 月 5 日（水）17 時 00 分まで
審査結果通知日	令和 8 年 8 月上中旬
契約締結日	令和 8 年 8 月中下旬

4. 質疑書の提出及び回答

(1) 質疑書の提出

本プロポーザル募集に関して質疑がある者は、以下の①～④により質疑書を提出すること。

- ①提出期限： 令和８年７月１７日（金）１７時００分必着
- ②提出先： ９．に記載の部署
- ③提出方法： 電子メールへの添付
- ④提出書類： 様式自由。提出者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

(2) 回答

質問者へ電子メールで直接回答するとともに、協議会ウェブサイトに掲載する（本業務の公募のお知らせページに追記）。

5. 参加表明及び資格要件審査

(1) 参加表明

本プロポーザル募集に参加を希望する者は、以下の①～④により参加表明書を提出すること。

- ①提出期限： 令和８年７月２８日（火）１７時００分まで
- ②提出先： ９．に記載の部署
- ③提出方法： 郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限る。）又は持参（平日の８時３０分～１７時１５分）
- ④提出書類：
 - ア．参加表明書（様式自由、要押印）
 - イ．会社概要
 - ウ．実施体制（担当者の業務実績を含む）
 - エ．業務実績
 - オ．法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明（発行日から３箇月以内のもの。写し可。）

(2) 資格要件の確認

中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会事務局が、提出書類に基づき参加表明者の資格要件を確認し、結果を令和８年７月２８日（火）（予定）に各参加表明者へ電子メールにて通知する。

6. プロポーザル、審査及び選定

(1) 企画提案

本プロポーザル募集に応募する場合は、以下の①～⑥により応募書類を提出すること。

- ①提出期限： 令和８年８月５日（水）１７時００分まで

②提出先： 9. に記載の部署

③提出方法： 郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限る。）又は持参（平日の8時30分～17時15分）

④提出部数： 正本1部、副本6部

⑤提出書類

ア. 企画提案書（A4判、様式任意、20ページ以内）

イ. 業務実施スケジュール

ウ. 見積書

⑥企画提案書の内容

仕様書の業務内容の各項目に関し、その実施方針や具体案を提案すること。仕様書に記載のない事項に関しても、開催目的の達成に役に立つと考えられる場合は、積極的に提案すること。

(2) 審査

①審査者

企画提案の審査は、「日本遺産フェスティバル企画支援委託業務企画提案審査委員会」が行う。

②審査基準

審査項目・審査内容・配点は次のとおりとする。

審査項目	審査内容	配点
企画提案内容	作業の整理に関する方針・提案の妥当性	20点
	イベント企画に関する方針・提案の妥当性・独創性	20点
	広報に関する方針・提案の妥当性・独創性	30点
実施体制	企画提案内容を遂行できる体制の有無	10点
実績	本業務と同様又は類似した業務の実績の有無	10点
経費	企画提案内容に対する妥当性	10点
合計		100点

②受託候補者の選定方法

⑦審査委員が、「①審査基準」に基づき、企画提案書及び見積書を審査・採点する。

④上記⑦による各審査委員の採点の平均点が最も高い者を受託候補者として選定する。

⑤最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を受託候補者として選定する。

㊥上記㉠、㉡にかかわらず、各審査委員の採点の平均点が 60 点未満の場合は、受託候補者として選定しない。

(3) 選定結果の通知

受託候補者選定後、受託候補者に対しては選定された旨を、受託候補者以外の提案者には選定されなかった旨を書面で通知する。

(4) 提出書類の取扱い

①提出書類は、本プロポーザル募集手続における受託候補者の選定以外の目的では使用しない。

②提出書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

③提出書類は返却しない。

④提出書類の著作権は、提出者に帰属する。

7. 契約

(1) 受託候補者と中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

8. その他

(1) 提出物作成に必要な資料は、参加者に提供する。

(2) 本プロポーザル募集は、イベント企画に関する優れたアイデアと業務能力を有する事業者を選定するものであり、実際の業務は主催者である当協議会が文化庁等との協議のうえ決定するため、企画提案内容を変更する場合がある。

9. 担当部署（問合せ先）

〒781-6421 高知県安芸郡安田町大字安田 1850 番地
中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会事務局
電話：0887-30-1865 FAX：0887-30-1866
メールアドレス：yuzurintetsu@mk.pikara.ne.jp